

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則

訓 令

○守衛の服務に関する規程等の一部を改正する訓令

○福島県貸金支弁職員雇用等管理規程及び福島県職員安全衛生管理規程

規 則

行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福島県規則第六十四号

行政機構の改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(福島県税条例施行規則の一部改正)

第一条 福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「総務部財務領域税務企画グループ、課税取税グループ及び税務システムグループ」を「総務部財務総室税務課及び税務システム課」に改める。

第十三条 第一項中「総務部財務領域税務システムグループ」を「総務部財務総室税務システム課」に改める。

第五号様式その二、第十号の三様式、第十八号の十四様式及び第二十一号の三様式

程の一部を改正する訓令

○行政機構の改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

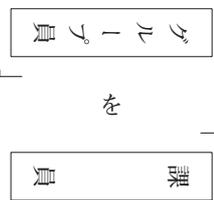
○福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

告 示

○行政機構の改革に伴う関係規程等の整備に関する規程

その一「グループ員」を「課員」に改める。

第二十二号の二様式中



第二十七号様式及び第五十一号様式中「グループ員」を「課員」に改める。

第九十八号様式中



第二百二十五号様式、第二百二十六号の四様式、第二百二十七号の二様式、第二百三十九号様式及び第二百五十一号様式中「グループ員」を「課員」に改める。

第二条 福島県庁舎管理規則(昭和二十九年福島県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局(企業局及び病院局並びに出先機関を含む。)の項中「又は総括参事(企業局及び病院局にあつては企業局長又は病院局長が指定する参事)を」、「政策監又は部次長(文化スポーツ局長、観光交流局長、出納局長、企業局及び病院局にあつては文化スポーツ局長、観光交流局長、出納局長、企業局長、又は病院局長が指定する課長)に改め、執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局(教育庁及び警察本部を除く。)の項中「(選挙管理委員会にあつては書記長)」を削り、「総括参事」を「局次長」に、「参事」を「総務部市町村総室市町村行政課の課長」に改め、教育庁の項中「教育総務領域総括参事」を「総務担当の教育次長」に、「総括参事又は」を「課長又は」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 部次長とは、福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)第十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

(福島県建設業者提出書類等閲覧規則の一部改正)

第三条 福島県建設業者提出書類等閲覧規則(昭和三十三年福島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「福島県土木部土木総務領域建設行政グループ」を「福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産産室」に改める。

(福島県中小企業調停審議会規則の一部改正)

第四条 福島県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工労働部商工総務領域経営支援グループ」を「商工労働部商工労働総

室団体支援課」に改める。

(福島県水産業振興審議会規則の一部改正)

第五条 福島県水産業振興審議会規則(昭和三十四年福島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林水産部生産流通領域水産グループ」を「農林水産部生産流通総室水産課」に改める。

(福島県納税貯蓄組合法施行規則の一部改正)

第六条 福島県納税貯蓄組合法施行規則(昭和三十五年福島県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「~~レター~~」を「~~選~~」に改める。

(福島県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第七条 福島県測量業者登録簿閲覧規則(昭和三十七年福島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「福島県土木部土木総務領域建設行政グループ内」を「福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室内」に改める。

(福島県中小企業振興審議会規則の一部改正)

第八条 福島県中小企業振興審議会規則(昭和三十八年福島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工労働部商工総務領域総務企画グループ」を「商工労働部商工労働総室商工総務課」に改める。

(福島県道路監理員規則の一部改正)

第九条 福島県道路監理員規則(昭和三十九年福島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第一号中「土木部道路領域」を「土木部道路総室」に改める。

別表土木部道路領域の項中「土木部道路領域」を「土木部道路総室」に改め、同表建設事務所の項中「行政グループ課長」を「行政課長」に、「総務グループ課長」を「総務課長」に、「企画調査グループ課長」を「企画調査課長」に、「管理計画グループ」を「管理計画課」に、「地域保全グループ」を「地域保全課」に、「道路グループ課長」を「道路課長」に改め、同表土木事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に、「業務グループ」を「業務課」に改める。

(福島県河川監理員規則の一部改正)

第十条 福島県河川監理員規則(昭和三十九年福島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「土木部河川港湾領域(港湾漁港グループ)」を「土木部河川港湾総室(港湾課)」に改める。

第四条第一号中「土木部河川港湾領域」を「土木部河川港湾総室」に改める。

別表土木部河川港湾領域の項中「土木部河川港湾領域」を「土木部河川港湾総室」に改める。

(福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正)

第十一条 福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和四十年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福島県土木部建築領域建築指導グループ内」を「福島県土木部建築総室建築指導課内」に改める。

(福島県河川法施行細則の一部改正)

第十二条 福島県河川法施行細則(昭和四十年福島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ」を「福島県土木部河川港湾総室河川計画課」に改める。

(福島県職員公舎規則の一部改正)

第十三条 福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表一の部2の項中「参事」を「課長」に改める。

第十四条 職員に対する特別ほう賞に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務部人事領域総括参事」を「総務部部次長(人事担当)」に改める。

(福島県公害審査会規則の一部改正)

第十五条 福島県公害審査会規則(昭和四十六年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「生活環境部環境保全領域大気環境グループ」を「生活環境部環境保全総室水・大気環境課」に改める。

第十六条 福島県消費生活センター条例施行規則(昭和四十七年福島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「消費生活センターの長(以下「所長」という。)」を「知事」に改める。

第二条から第五条までの規定中「所長」を「知事」に改める。

第六条の見出し中「所長の」を削り、同条中「所長」を「知事」に改める。

第七条第四号及び第八条中「所長」を「知事」に改める。

第九条中「所長が」を「知事が別に」に改める。

第一号様式中「~~副知事~~」を「~~副知事~~」に改める。

第二号様式中「~~副知事~~」を「~~副知事~~」に改め、同様式注

意1中「~~副知事~~」を「~~副知事~~」に改める。

第十七条 福島県建築計画概要書等閲覧規則(昭和四十七年福島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福島県土木部建築領域建築指導グループ」を「福島県土木部建築総

の一部を次のように改正する。

第三条第二項、第八条及び第十七条中「生活環境部文化領域県民文化グループ」を「企画調整部文化スポーツ局文化振興課」に改める。

(福島県環境影響評価審査会規則の一部改正)

第三十二条 福島県環境影響評価審査会規則(平成十年福島県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「生活環境部環境共生領域環境評価景観グループ」を「生活環境部環境共生総室環境共生課環境評価景観室」に改める。

(福島県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

第三十三条 福島県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年福島県規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ」を「商工労働部産業振興総室商業まちづくり課」に改める。

(福島県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十四条 福島県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十三年福島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の表一の項中「福島県土木部土木総務領域建設行政グループ」を「福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室」に改める。

(福島県男女共同参画審議会規則の一部改正)

第三十五条 福島県男女共同参画審議会規則(平成十四年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「生活環境部県民環境総務領域人権男女共生グループ」を「生活環境部生活環境総室人権男女共生課」に改める。

(福島県市町村と県の連携に関する審議会規則の一部改正)

第三十六条 福島県市町村と県の連携に関する審議会規則(平成十七年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務部市町村領域市町村行政グループ」を「総務部市町村総室市町村行政課」に改める。

(福島県商業まちづくり審議会規則の一部改正)

第三十七条 福島県商業まちづくり審議会規則(平成十七年福島県規則第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ」を「商工労働部産業振興総室商業まちづくり課」に改める。

(福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第三十八条 福島県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年福島県規則第百三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「グループ」を「課」に改める。

(福島県入札制度等監視委員会規則の一部改正)

第三十九条 福島県入札制度等監視委員会規則(平成十九年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「総務部財務領域入札改革グループ」を「総務部財務総室入札監理課」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第十六条の規定による改正前の福島県消費生活センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)第三条第一項の規定により福島県消費生活センターの長に提出されている旧規則第一号様式による消費生活センター使用許可申請書は、第十六条の規定による改正後の福島県消費生活センター条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条第一項の規定により知事に提出された新規則第一号様式による消費生活センター使用許可申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に効力を有する旧規則第三条第一項の規定によりされた許可は、新規則第三条第一項の規定によりされた許可とみなす。

4 この規則の施行の際現に効力を有する旧規則第六条又は第八条の規定によりされた指示は、それぞれ新規則第六条又は第八条の規定によりされた指示とみなす。

5 この規則の施行の際現に効力を有する旧規則第九条の規定により定められた事項は、新規則第九条の規定により定められた事項とみなす。

6 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第二号様式による消費生活センター使用許可書は、新規則第二号様式による消費生活センター使用許可書とみなす。

7 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人事領域行政経営グループ)

訓 令

福島県訓令第十五号

守衛の服務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。 本庁 機 関 平成二十年三月三十一日 福島県知事 佐藤 雄 平

守衛の服務に関する規程等の一部を改正する訓令

(守衛の服務に関する規程の一部改正)

第一条 守衛の服務に関する規程(昭和三十一年福島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号、第五条第二項及び第六条中「総務部文書管財領域施設管理グループ参事」を「総務部文書管財総室施設管理課長」に改める。

(福島県統計事務取扱規程の一部改正)

第二条 福島県統計事務取扱規程(昭和三十三年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「統計企画グループ参事」を「統計分析課長」に改め、同条中「参事は」を「課長及び室長(総合安全管理室の室長を除く。第六条において同じ。)」は「企画調整部情報統計領域統計企画グループ参事(以下「統計企画グループ参事」を「企画調整部情報統計総室統計分析課長(以下「統計分析課長」に改める。))」に改める。

第四条及び第五条中「グループ」を「課及び室」に、「参事」を「課長又は室長」に改め、

第六条第一項中「グループ」を「課及び室」に、「参事」を「課長又は室長」に改め、同条第二項中「参事」を「課長又は室長」に、「グループ」を「課又は室」に改める。(福島県水資源対策規程の一部改正)

第三条 福島県水資源対策規程(昭和四十七年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「関係グループ参事」を「関係課長」に、「企画調整部企画調整総務領域首都機能移転・超学際グループ参事」を「企画調整部企画調整総室土地・水調整課長」に改める。

第七条第二項中「企画調整部企画調整総務領域首都機能移転・超学際グループ参事」を「企画調整部企画調整総室土地・水調整課長」に改める。

第八条中「企画調整部企画調整総務領域首都機能移転・超学際グループ」を「企画調整部企画調整総室土地・水調整課」に改める。

別表第一中

担当部	企画調整部	健康福祉部	商工労働部	農林水産部	
	企画調整総務領域首都機能移転・超学際グループ	健康衛生領域衛生グループ	地域経済領域立地グループ	農村整備領域農村計画グループ 農業水利グループ	森林林業領域森林計画グループ 治山対策グループ
担当領域グループ	項 目				

担当部	企画調整部	健康福祉部	商工労働部	農林水産部	
	企画調整部	健康衛生	産業振	農村整	森林林業総
担当総室課	項 目				

河川港湾領域	整総室土地・水調整課	生総室食品生活衛生課	興総室企業立地課	備総室農村計画課農地管理課	室 森林計画課治山対策課
--------	------------	------------	----------	---------------	--------------

土木部

河川港湾領域
河川企画課
河川整備課

に改める。

別表第一総務部の項から土木部の項までを次のように改める。

総務部	財務総室総務課長 市町村総室市町村財政課長
企画調整部	企画調整総室企画調整課長 企画調整総室土地・水調整課長 地域づくり総室エネルギー課長
生活環境部	生活環境総室生活環境総務課長 環境共生総室環境共生課環境評価景観室長 環境保全総室水・大気環境課長
保健福祉部	保健福祉総室保健福祉総務課長 健康衛生総室食品生活衛生課長
商工労働部	商工労働総室商工総務課長 産業振興総室企業立地課長
	農林水産総室農林企画課長 農村整備総室農村計画課長

農林水産部	農村整備総室農地管理課長 農村整備総室農業基盤整備課長 森林林業総室森林計画課長 森林林業総室治山対策課長
土木部	企画技術総室土木企画課長 河川港湾総室河川計画課長 河川港湾総室河川整備課長 都市総室下水道課長

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県訓令第十六号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程及び福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程及び福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部改正)

第一条 福島県貸金支弁職員雇用等管理規程(昭和五十年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主管グループ参事」を「主管課長」に、「参事(人事委員会事務局総務審査グループ参事、監査委員事務局総務企画グループ参事)」を「課長(人事委員会事務局総務審査課長、監査委員事務局監査総務課長)」に改める。

第五条第一項中「主管グループ参事」を「主管課長」に改め、同条第三項第二号中「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改め、同条第四項中「主管グループ参事」を「主管課長」に、「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改める。

第六条中「主管グループ参事」を「主管課長」に改める。

第七条第四項中「主管グループ参事」を「主管課長」に、「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改める。

第十三条中「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改める。

第一号様式中「福島県 領域 グループ参事」を「福島県 総室 課長」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「福島県(主管グループ参事)」を「福島県(課長)」に改める。

第二条 福島県職員安全衛生管理規程の一部改正

(福島県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第二条第五号中「知事公室長及び各総括参事」を「各局長、総合安全管理室長、知事公室長、各政策監及び各部次長(福島県行政組織規則第二十二条の表人事総室の項から建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。以下同じ。)」に改める。

第七条第一項中「人事領域総括参事」を「部次長(人事担当)」に改める。

第九条中「知事公室長及び各総括参事」を「各局長、総合安全管理室長、知事公室長、各政策監及び各部次長」に改める。

第十条第一項中「並びに財務領域、企画調整総務領域、県民環境総務領域、保健福祉総務領域、商工総務領域、農林総務領域、土木総務領域、」を「各政策監並びに」に、「各総括参事」を「各局次長」に改める。

第二十三条第二項中「人事領域福利厚生グループ」を「人事総室職員厚生課」に改める。

第二十七条第二項中「庶務担当グループ又は課」を「庶務を担当する課又は科」に改める。

第三十条第二項中「人事領域福利厚生グループ」を「人事総室職員厚生課」に、「庶務担当グループ又は課」を「庶務を担当する課又は科」に改める。

第一号様式中
グループ名(課及び係名) を 課(科)名 に改め、同様式備

考四中「人事領域福利厚生グループ参事」を「人事総室職員厚生課長」に改める。

第二号様式中
グループ名(課及び係名) を 課(科)名 に改め、同様式備

考二中「人事領域福利厚生グループ参事」を「人事総室職員厚生課長」に改める。

第三号様式中
グループ名(課及び係名) を 課(科)名 に改め、同様式備

考三中「人事領域福利厚生グループ参事」を「人事総室職員厚生課長」に改める。

第四号様式中

グループ名
(課及び係名)

を
課(科)名

に改め、同様式備

中「人事領域福利厚生グループ参事」を「人事総務職員厚生課長」に改める。
第五号様式備考、第六号様式備考、及び第七号様式備考中「人事領域福利厚生グループ参事」を「人事総務職員厚生課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県訓令第十七号

本 庁 機 関
出 先 機 関

行政機構の改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

行政機構の改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福島県営林野産物極印規程の一部改正)

第一条 福島県営林野産物極印規程(昭和三十四年福島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「農林水産部森林林業領域森林整備グループ参事」を「農林水産部森林林業総室森林整備課長」に改める。

(福島県農林水産技術会議規程の一部改正)

第二条 福島県農林水産技術会議規程(昭和四十四年福島県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び総括参事」を「、政策監、部次長(農業支援担当)、部次長(生産流通担当)、部次長(農村整備担当)及び部次長(森林林業担当)」に、「グループの参事」を「本庁機関の課の課長及び室の室長」に改める。

第四条第三項中「農林水産部経営支援領域総括参事」を「農林水産部部次長(農業支援担当)」に改める。

第五条第二項中「グループ」を「本庁機関の課又は室」に、「副主幹」を「副課長」に改める。

第八条中「農林水産部経営支援領域研究開発グループ」を「農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室」に改める。

別表本庁機関の項を次のように改める。

農林水産総室	農林総務課	農林企画課
--------	-------	-------

本庁機関	農業支援総室	農業振興課	研究開発室
	生産流通総室	農産物安全課	畜産課
	農村整備総室	農村計画課	水産課
	森林林業総室	森林計画課	林業振興課

第三条 (福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部改正)

福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程(昭和四十七年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「グループ」を「課又は室」に改める。

第五条の見出し中「関係総括参事等」を「関係政策監等」に改め、同条中「の関係総括参事及び知事公室長並びに参事」を「に關係する知事公室長、政策監、部次長(福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。次条において同じ。)、局次長、課長及び室長(総合安全管理室の室長を除く。)」に改める。

第六条中「グループ」の属する領域又は出納局の総括参事又は知事公室長」を「課又は室の属する知事公室の知事公室長、総室の政策監若しくは部次長又は文化スポーツ局、観光交流局若しくは出納局の局次長」に改める。

第九条中「部局長(直轄理事を含む。)」を「直轄理事、部長又は出納局長」に、「グループ」を「課又は室」に改める。

(福島県森林パトロール事業実施規程の一部改正)

第四条 福島県森林パトロール事業実施規程(昭和四十九年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「福島県農林水産部森林林業領域森林整備グループ参事」を「福島県農林水産部森林林業総室森林整備課長」に改める。

第五条 政策調整会議運営規程(昭和五十三年福島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、出納長」を削る。

第五条第四項中「ときは」の下に「、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十年福島県規則第十三号)に規定する順序に従い」を加える。

第七条中「企画調整部企画調整総務領域計画評価グループ」を「企画調整部企画調整総室企画調整課」に改める。

(知事、副知事及び消防事務関係職員の服制規程の一部改正)

第六条 知事、副知事及び消防事務関係職員の服制規程(昭和五十三年福島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

「監 課 (所)」に改める。

第二号様式中「監監課(所)」を「監課(所)」に改める。

(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正)

第二条 福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成八年福島県告示第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「出納局審査指導グループ」を「出納局審査課」に改める。

(福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部改正)

第三条 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託

契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及

びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(平成十五福島県告示第

七百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七中「福島県総務部文書管財領域施設管理グループ」を「福島県総務部文書管財総室施設管理課」に改める。

第八中「福島県総務部文書管財領域施設管理グループ」を「福島県総務部文書管財

総室施設管理課」に、**「福島県地方振興局企画商工部市町村支援グループ」**を「福島

県地方振興局企画商工部市町村支援課」に改める。

第十中「福島県総務部文書管財領域施設管理グループ」を「福島県総務部文書管財

総室施設管理課」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)